

附属図書館サテライトラボ（情報連携統括本部）利用要項

館長裁定 平成 16 年 4 月 1 日

制 定 平成 16 年 4 月 1 日

最終改正 平成 24 年 10 月 5 日

（趣旨）

第 1 情報連携統括本部（以下「統括本部」という。）が中央図書館に設置する附属図書館サテライトラボ（情報連携統括本部）（以下「サテライトラボ」という。）の利用に関し必要な事項は、この要項の定めるところによる。

（利用者）

第 2 名古屋大学（以下「本学」という。）の学生、役員、職員及び名誉教授（以下「利用者」という。）は、中央図書館で学習、研究又は授業をしようとする場合には、サテライトラボを利用することができる。

（利用時間）

- 第 3 サテライトラボの利用時間は、中央図書館の開館時刻から閉館時刻の 30 分前までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、サテライトラボの利用を停止することができる。
- 3 第 4 に規定するサテライトラボの占有的利用がされている間は、他の利用者がサテライトラボを利用することはできない。

（占有的利用）

- 第 4 本学の役員、職員及び名誉教授は、情報メディア教育に関する講習会等を行うために、サテライトラボを占有的に利用（以下「占有的利用」という。）する場合は、所定の手続きにより、あらかじめ中央図書館に利用の申込みをし、館長の許可を得なければならない。
- 2 サテライトラボを占有的利用する場合において、学外者を参加させるときは、前項の利用の申込みの際にその旨を申し出て、あらかじめ館長の許可を得なければならない。
- 3 占有的利用の予約の受け付けは、利用する日の 4 週間前から 3 日前までの平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、授業で使用する場合は、利用する日の 1 年前から受け付けることができる。
- 4 占有的利用ができる時間は、平日の中央図書館の開館時刻から閉館時刻の 30 分前までの間で、1 回につき 90 分（午前 12 時から午後 1 時までにあっては 60 分）までとし、連続して 2 回まで利用できるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用時間を延長することができる。

（個人利用）

第 5 サテライトラボの占有的利用がされていない時は、統括本部に利用の承認を受け、中央図書館の入館が許された者は、サテライトラボ備付けの機器を使用することができる。

（遵守事項等）

- 第 6 サテライトラボ備付けの機器を使用する場合は、当該機器及び統括本部が提供するマニュアル等を参照し、利用者の責任において使用するものとする。
- 2 利用者は前項のサテライトラボ備付けの機器の使用に際し、附属図書館及び統括本部が定める規程等を遵守し、情報セキュリティ及び情報倫理の保持に努めなければならない。

（雑則）

第 7 この要項に定めるもののほか、サテライトラボの運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 24 年 10 月 5 日から実施する。

中央図書館セミナールーム利用要項

館長裁定 平成 21 年 3 月 31 日

最終改正 平成 24 年 10 月 5 日

(趣旨)

第 1 中央図書館セミナールーム（以下「セミナールーム」という。）の利用に関し必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(利用者)

第 2 名古屋大学（以下「本学」という。）の学生、役員、職員及び名誉教授（以下「利用者」という。）は、中央図書館で学習、研究又は授業をしようとする場合には、セミナールームを利用することができる。

(利用時間)

第 3 セミナールームの利用時間は、中央図書館の開館時刻から閉館時刻の 30 分前までとする。ただし、第 4 に規定する占有的利用をする場合は、平日の開館時刻から閉館時刻の 30 分前までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用を停止することができる。

(占有的利用)

第 4 本学の役員、職員及び名誉教授は、セミナールームを占有的に利用（以下「占有的利用」という。）する場合には、所定の手続きにより、あらかじめ中央図書館に利用の申込みをし、館長の許可を得なければならない。

2 セミナールームを占有的利用する場合において、学外者を参加させるときは、前項の利用の申込みの際にその旨を申し出て、あらかじめ館長の許可を得なければならない。

3 占有的利用の予約の受付は、利用する日の 4 週間前から 3 日前までの平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、授業で使用する場合は、利用する日の 1 年前から受け付けることができる。

4 占有的利用ができる時間は、1 回につき 90 分（午前 12 時から午後 1 時までにあっては 60 分）までとし、連続して 2 回まで利用できるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用時間を延長することができる。

(個人利用)

第 5 セミナールームの占有的利用がされていない時は、情報連携統括本部（以下「統括本部」という。）に利用の承認を受け、中央図書館への入館が許可された者は、セミナールーム備付けの機器を使用することができる。

(遵守事項等)

第 6 セミナールーム備付けの機器を使用する場合は、当該機器及び統括本部が提供するマニュアル等を参照し、利用者の責任において使用するものとする。

2 利用者は、前項のセミナールーム備付けの機器の使用に際し、附属図書館及び統括本部が定める規程等を遵守し、情報セキュリティ及び情報倫理の保持に努めなければならない。

(雑則)

第 7 この要項に定めるもののほか、セミナールームの運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 24 年 10 月 5 日から実施する。

中央図書館グループラーニングエリア・プロジェクター利用要項

館長裁定 平成 21 年 3 月 31 日

最終改正 平成 24 年 10 月 5 日

(趣旨)

第 1 中央図書館グループラーニングエリア（以下「グループラーニングエリア」という。）における映像投影装置（以下「プロジェクター」という。）の利用に関し必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(利用者)

第 2 グループラーニングエリアのプロジェクターは、名古屋大学（以下「本学」という。）の学生、役員、職員及び名誉教授（以下「利用者」という。）がグループラーニングエリアで共同の学習又は研究をしようとする場合に、必要に応じて利用することができる。

(利用時間)

- 第 3 プロジェクターの利用時間は、中央図書館の開館時刻から閉館時刻の 30 分前までとする。
- 2 前項の利用時間は、1 回につき 90 分（午前 12 時から午後 1 時までにあっては 60 分）までとし、連続して 2 回まで利用できるものとする。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用時間を延長し、又は利用を停止することができる。

(利用の申込み)

- 第 4 プロジェクターを利用する場合には、当該プロジェクターが設置された閲覧席を占有的に利用するため、所定の手続きにより、あらかじめ中央図書館に当該の閲覧席及びプロジェクターの利用の申込みをし、館長の許可を得なければならない。ただし、当該の閲覧席が空席である場合には、利用開始前に利用を申し込むことができるものとする。
- 2 前項の閲覧席及びプロジェクターの利用の申込みができる時間は、利用当日においては、中央図書館の開館時刻から閉館 30 分前までとする。
 - 3 プロジェクターの利用予約の受付は、利用する日の 1 週間前から 1 日前までの平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、授業で使用する場合は、利用する日の 1 年前から受け付けることができる。

(機器の授受)

- 第 5 プロジェクターを利用する者は、学生証等又は利用証を中央図書館に提出して、それと引き替えにプロジェクター用リモコン装置（以下「リモコン」という。）を受取るものとする。
- 2 前項の者は、プロジェクターの利用を終えたときは、閲覧席、プロジェクター等の整頓をした上、速やかにリモコンを返却しなければならない。

(雑則)

第 6 この要項に定めるもののほか、グループラーニングエリアにおけるプロジェクターの利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は平成 21 年 3 月 31 日から実施する。

附 則

この要項は平成 24 年 10 月 5 日から実施する。

中央図書館ディスカバリスクエア利用要項

館長裁定 平成 24 年 10 月 5 日

改 正 平成 27 年 8 月 7 日

(趣旨)

第 1 名古屋大学附属図書館中央図書館利用細則第 26 条第 4 項に基づき、中央図書館ディスカバリスクエア（以下「ディスカバリスクエア」という。）の利用に関し必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(利用者)

第 2 名古屋大学（以下「本学」という。）の学生、役員、職員及び名誉教授（以下「利用者」という。）は、ディスカバリスクエアを利用することができる。
2 その他一般の者は、利用者が占有利用を申し出る際に、あらかじめ館長の許可を得た場合に限りディスカバリスクエアを利用することができる。

(利用目的)

第 3 ディスカバリスクエアは学習、研究、教育、本学の課外活動又は本学の業務を目的とする場合に利用することができる。
2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは他の目的で利用することができる。

(利用時間)

第 4 ディスカバリスクエアの利用時間は、中央図書館の開館時刻から閉館時刻の 30 分前までとする。
2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用を停止することができる。

(占有的利用)

第 5 本学の利用者がディスカバリスクエアを占有的に利用（以下「占有的利用」という。）する場合には、所定の手続きにより、あらかじめ中央図書館に利用の申込みをし、館長の許可を得なければならない。
2 前項の規定に基づく占有的利用の予約の受け付けは、利用する日の 4 週間前から利用当日までの平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、授業で使用する場合は、利用する日の 1 年前から受け付けるものとする。
3 第 1 項の規定に基づき占有的利用する場合において、学外者を参加させるときは、前項の規定にかかわらず利用する日の 4 週間前から 3 日前の平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まででその旨を申し出て、あらかじめ館長の許可を得なければならない。
4 第 1 項の規定に基づく占有的利用ができる時間は、1 回につき 90 分（午前 12 時から午後 1 時までであっては 60 分）までとし、連続して 2 回まで利用できるものとする。
5 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用時間を延長することができる。

(利用の不許可)

第 6 ディスカバリスクエアを第 5 の規定に基づき利用する場合の目的について、館長が本学にふさわしくないと認めたときは、当該利用を許可しないことができる。

(遵守事項)

第 7 ディスカバリスクエアを利用する際には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
一 申込み目的以外の用途に利用しないこと。
二 占有的利用申込者（以下「申込者」という。）以外の者に、施設の全部又は一部を転貸しないこと。
三 政治的及び宗教的な勧誘、示威行動、布教を目的とした利用、営利目的の活動並びにこれらに類する活動は行わないこと。
四 ディスカバリスクエアの設備備品の他に必要な備品および消耗品等は申込者が用意すること。
五 活動において、著作権及びプライバシー等の第三者の権利や利権を侵害しないように配慮し、侵害した場合には、一切の責任を負うこと。

六 ディスカバリスクエアの利用終了後は、速やかに原状回復を行うこと。

(占有的利用許可の取り消し，利用条件の変更又は利用中止)

第8 館長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，占有的利用許可を取り消し又は利用を停止することができる。

一 第7に掲げる遵守事項に違反した場合

二 申込書に虚偽の記載があった場合

2 館長は，ディスカバリスクエアの利用に際しやむを得ない事情が生じた場合は，申込者に対して利用日時若しくは利用条件の変更又は利用中止の指示を行うことができる。

(損害責任)

第9 附属図書館は，ディスカバリスクエアの施設管理に瑕疵があったと認められる場合を除き，利用者の利用によって発生した損害について，その責任を負わない。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか，ディスカバリスクエアの運営に関し必要な事項は，館長が別に定める。

附 則

この要項は，平成24年10月5日から実施する。

附 則

この改正は，平成27年8月7日から実施する。

中央図書館ビブリオサロン利用要項

制 定 平成 26 年 6 月 24 日
改 正 平成 27 年 8 月 7 日

(趣旨)

第 1 名古屋大学附属図書館中央図書館利用細則第 26 条第 5 項に基づき、中央図書館ビブリオサロン（以下「ビブリオサロン」という。）の利用に関し必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(利用者)

第 2 ビブリオサロンを利用することができるのは次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 名古屋大学（以下「本学」という。）の学生、役員、職員及び名誉教授
- 二 その他一般の者

(利用目的)

第 3 ビブリオサロンは学習、研究、教育、本学の課外活動又は本学の業務を目的とする場合に利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは他の目的で利用することができる。

(利用時間)

第 4 ビブリオサロンの利用時間は、中央図書館の開館時刻から閉館時刻の 30 分前までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用を停止することができる。

(占有的利用)

第 5 第 2 第 1 号の者は、第 3 の目的でビブリオサロンを占有的に利用（以下「占有的利用」という。）するための申込みができる。

2 占有的利用は以下の区分による。

- 一 展示会又は掲示による発表等（以下「展示会等」という。）
- 二 その他

3 占有的利用をする場合には、所定の手続きにより、あらかじめ中央図書館に利用の申込みをし、館長の許可を得なければならない。

(展示会等の占有的利用)

第 6 第 5 第 2 項第 1 号における展示物または掲示物は教育研究成果物等とする。

2 第 5 第 2 項第 1 号に該当する占有的利用の予約の受け付けは、利用する日の 1 年前から 2 週間前までの平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

3 第 5 第 2 項第 1 号に該当する占有的利用ができる期間は、連続して 2 週間までとする。

4 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用期間を延長することができる。

(その他の占有的利用)

第 7 第 5 第 2 項第 2 号に該当する占有的利用の予約の受け付けは、利用する日の 4 週間前から 3 日前までの平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

2 第 5 第 2 項第 2 号に該当する占有的利用ができる時間は、1 回につき 90 分（午前 12 時から午後 1 時までにあっては 60 分）までとし、連続して 2 回まで利用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用時間を延長することができる。

(利用の不許可)

第 8 ビブリオサロンを第 5、第 6 及び第 7 の規定に基づき利用する場合の目的について、館長が本学にふさわしくないと認めたときは、当該利用を許可しないことができる。

(遵守事項)

- 第9 ビブリオサロンを利用する際には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 申込み目的以外の用途に利用しないこと。
 - 二 占有的利用申込者（以下「申込者」という。）以外の者に、施設の全部又は一部を転貸しないこと。
 - 三 政治的及び宗教的な勧誘、示威行動、布教を目的とした利用、営利目的の活動並びにこれらに類する活動は行わないこと。
 - 四 展示物等の搬入、設置、撤去及び管理は、申込者が行うこと。
 - 五 ビブリオサロンの設備備品の他に必要な備品および消耗品等は申込者が用意すること。
 - 六 展示、その他の活動において、著作権及びプライバシー等の第三者の権利や利権を侵害しないように配慮し、侵害した場合には、一切の責任を負うこと。
 - 七 ビブリオサロンの利用終了後は、速やかに原状回復を行うこと。

(占有的利用許可の取り消し、利用条件の変更又は利用中止)

- 第10 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占有的利用許可を取り消し又は利用を停止することができる。
- 一 第9に掲げる遵守事項に違反した場合
 - 二 申込書に虚偽の記載があった場合
- 2 館長は、ビブリオサロンの利用に際しやむを得ない事情が生じた場合は、申込者に対して利用日時若しくは利用条件の変更又は利用中止の指示を行うことができる。

(損害責任)

- 第11 附属図書館は、ビブリオサロンの施設管理に瑕疵があったと認められる場合を除き、利用者の利用によって発生した損害について、その責任を負わない。

(雑則)

- 第12 この要項に定めるもののほか、ビブリオサロンの運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年6月24日から実施する、平成26年4月7日から適応する。

附 則

この改正は、平成27年8月7日から実施する。